

## ●マイナ保険証から個人情報には漏れません！

「マイナ保険証は、あらゆる個人情報が見られてしまうのでは？」。このような心配の声もあります。医療機関の受け付けで診療情報などの提供に「同意」しても、診療情報やお薬情報、健診情報以外の個人情報まで漏れることはありません。医療機関では、診療に必要な情報などを閲覧できても、その他の個人情報を見ることはできない仕組みとなっています。

## ●有効期限を過ぎたときは

現在の保険証の有効期限が過ぎると「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれかが交付されます。マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードを持っていて健康保険証の利用登録が済んでいない人には「資格確認書」が、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」が交付されます。当面の間は、申請手続きをしなくても交付されます。

## ●マイナンバーカードの作成は義務ではありません

12月2日以降も、これまでどおりマイナンバーカードを作るか作らないかは自分の意志で決めることができます。

## ●マイナ保険証に関する広報を今後も継続

マイナ保険証に関する心配や疑問を解消するべく、広報みやこや、みやこハーバーラジオなどを通じて今後も情報発信していきます。次回の掲載は、広報みやこ11月1日号です。

## マイナンバーカード出張申請サポート実施中！

企業や地域に出向いて、マイナンバーカードの申請をサポートします。おおむね5人以上で申し込み願います（事情によっては、1人でも対応します）。

詳しくは、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。



☎ 市民

■申し込み方法 電話

☎ 市デジタル推進課デジタル推進係（☎68-9096）



専用の機械で写真を撮影します



## マイナンバーカードの手続きはお近くの総合事務所・出張所へ！

10月以降はマイナンバーカードの更新時期を迎える人が多く、本庁窓口の混雑が予想されます。

各総合事務所・出張所でも各種手続きが可能ですので、ぜひご利用ください。

※各総合事務所・出張所で受け取りたい場合は、3日前までに希望する窓口へ連絡してください

※保険証の登録手続きは、医療機関、薬局、スマートフォンなどでも可能です

※本庁、各総合事務所等で保険証を登録する場合は、マイナポータルへの登録が必要です

☎ 市総合窓口課市民窓口係（☎68-9077）

### ■各総合事務所・出張所に対応可能な手続き

手続き内容	総合事務所	出張所
受け取り		
電子証明書の更新		○
暗証番号の再設定		○
申請書の発行	○	
申請（顔写真撮影込み）		—
保険証の登録		—

# 12月2日(月)以降も、現在の保険証は当面使えます！

医療機関を受診する際に必要となる保険証。法改正により、12月2日(月)以降、現在の保険証からマイナ保険証に切り替わりますが、今お使いの保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。  
最長で1年の経過措置期間が設けられたので、これまでどおり現在の保険証が使えます。

問 市総合窓口課国民健康保険係（市役所1階、☎68-9075）・同課医療給付係（☎68-9076）

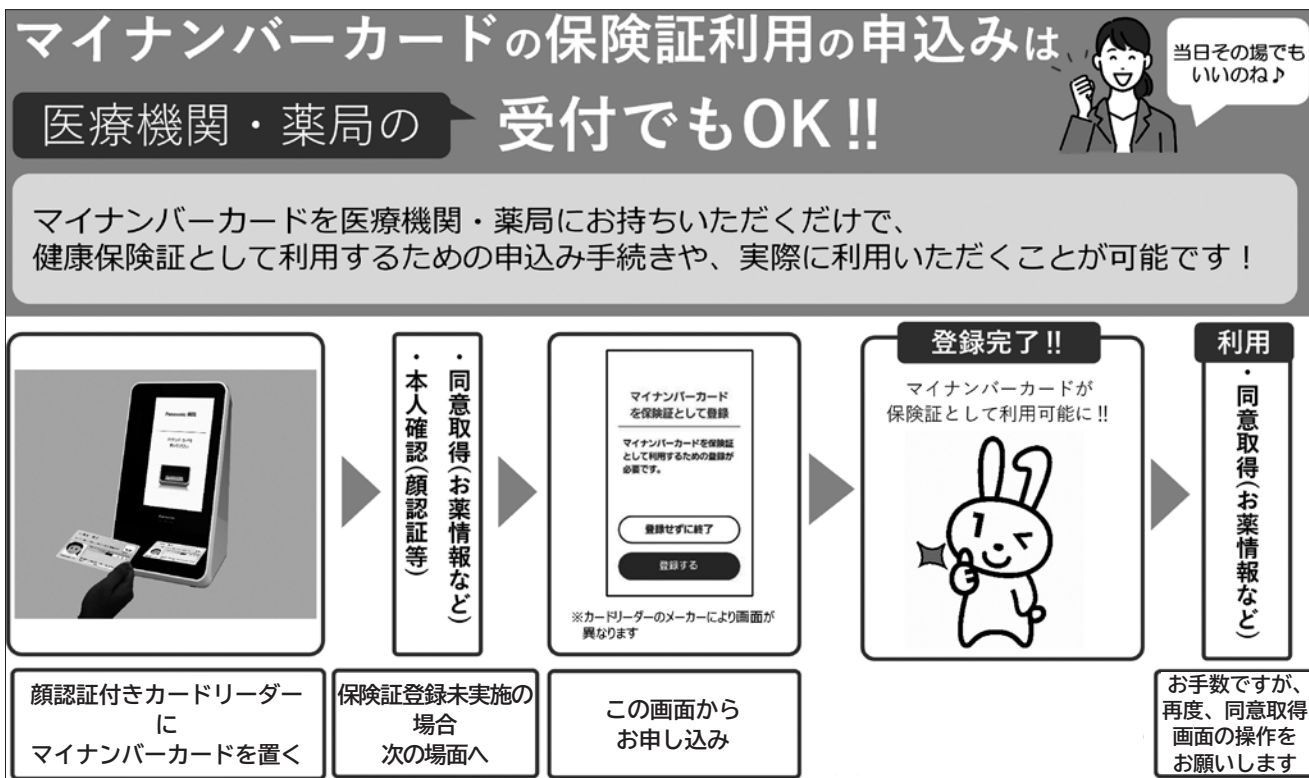
## ●マイナ保険証とは

これは“保険証の利用登録を済ませたマイナンバーカード”のことです。

マイナンバーカードを保有していても健康保険証としての利用登録を済ませていない、という場合には、登録が必要です。

現在は、医療機関の受け付けにあるマイナンバーカードの読み取り機でも利用登録できるようになりましたので、ぜひご利用ください（図1参照）。

### ■図1 医療機関で利用・登録する方法



## ●12月2日から何が変わる？

「マイナンバーカードを持っていないと病院に行けなくなるの?」。このような心配の声をお聞きしますが、大丈夫です。

12月2日を過ぎても、現在の保険証は使えます。国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険証を持っている人は、保険証に記載された有効期限まで使用できます。

職場から保険証が交付されている人は、有効期限が、保険証を交付する機関ごとに異なりますので、職場におたずねください。

## ●紙の保険証の新規発行ができなくなります

12月2日以降は、現在の保険証の“新規発行”ができなくなる代わりに「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」が発行できるようになります。保険証を紛失して再交付申請した場合には、この「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。

「資格確認書」は、現在の保険証と同じ大きさ、記載内容もほとんど変わらないものになる予定です。